

【30 for me】利用規約

店舗名「30 for me — Women's Personal Training Gym」(以下、本施設といいます)のご利用に際し、下記の事項を厳守されますようご理解・ご協力をお願い申し上げます。

第1条 (運営・管理)

本施設の運営・管理(会員資格の得喪変更、会費・諸費用の收受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)は「30 for me — Women's Personal Training Gym」が行います。

第2条 (入会資格・利用制限)

本施設に入会できる方は、各要件を満たし、本施設の趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。また、本施設を利用いただけるのは、医師から運動を禁じられていない方とします。刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っている方、暴力団構成員、会員の円滑な施設ライフに支障を来す可能性がある方、その他本施設が不適当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

第3条 (入会手続き・未成年者の扱い)

本施設に入会する方は所定の入会手続きを行い、本施設の承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担するものとします。

第4条 (入会金・諸費用・チケットの有効期限)

会員は、本施設の定める入会金・納入した諸費用を、所定の方法で本施設に支払わなければなりません。なお、当該費用は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金・納入した諸費用は原則として返還しません。

会員が購入した回数券(以下「チケット」という)の有効期限は、購入日(または初回利用日)から3ヶ月間とします。有効期限を経過したチケットは無効となり、未消化分がある場合であっても、その代金は一切返還しません。

第5条 (利用予約・キャンセル・遅刻)

1. 本施設のレッスンは完全予約制とします。会員は、所定の方法により事前に利用予約を行うものとします。
2. 予約の変更およびキャンセルは、【予約前日の14時まで】に所定の方法で行わなければなりません。
3. 前項の期限を過ぎてのキャンセル、または無断欠席の場合、理由の如何を問わずレッスン1回分(チケット1枚分)を消化したものとみなします。
4. 会員が予約時間に遅刻した場合、いかなる理由であっても利用時間の延長は行わず、当初の予約時間通りにレッスンを終了するものとします。また、この場合における料金の返金は一切行いません。

第6条 (会員資格の一時停止・除名)

本施設は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

1. 本施設の定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。（除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。）
2. 本施設の施設・機材を故意に毀損したとき。
3. 本規約、その他本施設が定める規則に違反したとき。
4. 本施設の名誉や信用を毀損、または秩序を乱したとき。
5. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
6. 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
7. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
8. 本施設の合理的な指示・指導に従わないとき。
9. その他本施設が、社会通念に照らし、本施設会員としてふさわしくないと認めたとき。

第7条（会費等の支払義務）

会員は、本施設の定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本施設が定めるものとします。（月会費は、会員が本施設の会員資格を有する限り、現実に本施設の施設を利用しない場合も支払い義務が発生します）

第8条（休会手続き）

1. 会員は、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに本施設に所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。本施設の事務手続き上、10日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。
2. 一回の届出による休会期間は1ヶ月から6ヶ月間までとし、休会費は本施設の定める金額とします。休会最終月の10日までに休会期間の延長を希望する場合は、再度休会届を提出することにより延長が可能です。

第9条（会員種類の変更）

会員は、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに本施設に所定の変更届を提出することにより、翌月から会員種類を変更することができます。10日を過ぎた場合は、本施設の事務手続き上、翌々月扱いになります。

第10条（退会手続き）

会員は、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに本施設に所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。10日を過ぎた場合は、本施設の事務手続き上、翌月末日扱いになります。
なお、本施設が退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

第11条（定休日・休業）

本施設は、原則として別紙に表記する日を定休日及び季節休業とします。また、その定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、その他本施設の都合により休業することがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として2週間前までに館内掲示します。
ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

第12条（施設の閉鎖・臨時休業）

本施設は、次の事由により本施設の一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

す。

1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本施設の業務遂行に支障があるとき。
2. 施設の改造または補修工事実施のとき。
3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
4. 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
5. その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

第13条(自己責任・免責事項・持ち込みの禁止)

1. 会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、本施設の施設を利用するものとします。
2. 本施設は、会員が本施設の施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本施設の責めに帰すべき事由がない限り、責任を負いません。会員同士の本施設内外でのトラブルについても同様とします。
3. 会員は、本施設において、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本施設の事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。
4. 会員は、本施設内に必要以上の高額な金銭や貴重品を持ち込んではいないものとします。会員がこれに違反し、施設内で紛失、盗難、破損等の損害が生じた場合、本施設は一切の責任を負いません。

第14条(規約の改定・諸費用の変更)

本施設は、本規約の改定及び変更、及び本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本施設は改定日の1ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページにて会員に告知するものとします。

第15条(施行)

本規約は2026年6月9日より施行します。